

# 大阪公立大学における内部質保証に関する基本方針

2022年4月1日

内部質保証会議

## 1 目的

この基本方針は、大阪公立大学（以下、「本学」という。）がその使命や目的を実現するために行う内部質保証に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

## 2 内部質保証

本学における内部質保証は、教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について継続的に点検及び評価を行い、その結果に基づいて絶えず改善及び向上を図ることを通じ、本学の教育研究等の質を保証することをいう。

## 3 責任及び実施体制

### (1) 最高責任者

- a 内部質保証に関する業務を統括し、最終責任を負う者として、最高責任者を置く。
- b 最高責任者は、学長をもって充てる。

### (2) 統括責任者

- a 最高責任者を補佐し、内部質保証に関する業務を実質的に統括する者として、統括責任者を置く。
- b 統括責任者は、教育戦略担当副学長をもって充てる。
- c 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、内部質保証に関し必要な措置を講ずるものとする。

### (3) 実施体制

- a 内部質保証体制は、別表のとおりとする。
- b 内部質保証会議は、各分野の内部質保証に関する状況を把握し、全学の内部質保証に関する業務を所掌する。
- c 各分野の内部質保証組織に推進責任者を置き、推進責任者は、所掌する委員会等において、内部質保証を推進する。
- d 教育研究上の基本組織（学部、学域、研究科及び国際基幹教育機構）に推進責任者を置き、各学部長、学域長、各研究科長及び国際基幹教育機構長をもって充てる。推進責任者は、各教育課程に関する内部質保証（以下、「教育の内部質保証」という。）を推進する。
- e 教育の内部質保証に関する基本的事項については、別に定める。

#### 4 自己点検・評価

- (1) 本学は、内部質保証を推進するため、「大阪公立大学大学評価基本方針」及び「大阪公立大学自己点検・評価実施要項」に基づき、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 1 項に定める自己点検・評価を実施する。自己点検・評価の実施については、別に定める。
- (2) 上記（1）の前提として、各分野の推進責任者は、所掌する委員会等において、恒常的かつ継続的に点検・評価を実施するものとする。
- (3) 上記（1）の前提として、教育研究上の基本組織ごとに、恒常的かつ継続的に各教育課程にかかる点検・評価を実施するものとする。
- (4) 上記（2）及び（3）にかかる点検・評価の評価項目は、認証評価機関が定める評価基準を基礎として、各分野の推進責任者が所掌する委員会等及び教育研究上の基本組織が別に定める。

#### 5 情報収集及び分析

- (1) 自己点検・評価の実施にあたり必要となる情報の収集及び分析については、データ利活用推進室が中心となり行う。
- (2) 上記（1）のほか、自己点検・評価の実施にあたっては、法人評価、教員活動点検・評価等の学内の他の評価及び認証評価、分野別認証評価等の第三者評価の結果を活用するとともに、必要に応じて関係者（学生、卒業生・修了生等）から意見を聴取するものとする。

#### 6 改善計画の策定及び実施、報告

内部質保証を推進するにあたり、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合には、「大阪公立大学大学評価による改善に係る基本方針」に基づき、全学で取組みを実施する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この基本方針は、2022 年 4 月 1 日より施行する。  
（大阪府立大学及び大阪市立大学の取扱い）
- 2 公立大学法人大阪定款（令和 4 年 4 月 1 日施行）附則第 2 項の規定により存続する大阪府立大学及び大阪市立大学における内部質保証は、本方針の定めに基づき準ずる。

#### 附 則

（施行期日）

この方針は、2023年5月19日より施行し、本方針（2022年4月1日施行）附則第2項の規定は、2022年4月1日から適用する。

別表（3関係）

内部質保証の分野	実施組織	推進責任者
教育	教育推進本部会議	教育戦略担当副学長
学生支援	教育推進本部会議	学生担当副学長
学生の受入	入試推進本部会議	入試担当副学長
研究	学術研究推進本部会議	研究戦略担当副学長
国際交流	国際化推進本部会議	国際交流担当副学長
社会連携	社会連携推進本部会議	社会連携担当副学長
施設・設備	施設管理委員会	学長が指名する副学長
情報システム	情報システム委員会	情報基盤センター長
図書館運営	図書館委員会	図書館機構長
教職課程	教職課程委員会	基幹教育担当副学長